

セブン銀行取引規定（抜粋）

以下の条項を一部追加・変更・削除いたします〔下線部を追加・変更・削除〕

改定前	改訂後
第 8 条（A T M取引） <u>3.</u> （新設）	第 8 条（A T M取引） <u>3.登録したお客さまの容貌情報（以下「顔情報」といいます。）を用いる認証方法（以下「顔認証」といいます。）を用いた ATM での入出金等の取引方法については、「FACE CASH（顔認証取引サービス）利用規定」に定めます。</u>
第 9 条（サービス利用時等の本人確認） 1.お客さまが口座での当社サービスをご利用いただくに際しては、原則として、以下の方法により本人確認を行います。 （2）ATM 取引においては、以下のいずれかの方法により本人確認を行います。 <u>〈3〉</u> （新設）	第 9 条（サービス利用時等の本人確認） 1.お客さまが口座での当社サービスをご利用いただくに際しては、原則として、以下の方法により本人確認を行います。 （2）ATM 取引においては、以下のいずれかの方法により本人確認を行います。 <u>〈3〉 お客さまが ATM の操作の際に顔認証を利用される場合は、「FACE CASH（顔認証取引サービス）利用規定」に定める方法により確認する方法。</u>
第 10 条（キャッシュカード等、暗証番号等の管理等） 2.暗証番号等の管理 （4）「キャッシュカード暗証番号」、「ログオン ID」、「ログオンパスワード」を失念した場合、ただちに当社所定の変更手続きを行ってください。このお手続き前に生じた損害については、当社は一切責任を負いません。	第 10 条（キャッシュカード等、暗証番号等の管理等） 2.暗証番号等の管理 （4）「キャッシュカード暗証番号」、「ログオン ID」、「ログオンパスワード」、 <u>顔情報を登録した際に当社が払い出した一意の「顔認証パスワード」</u> を失念した場合、ただちに当社所定の変更手続きを行ってください。このお手続き前に生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

キャッシュカード規定（抜粋）

以下の条項を一部追加・変更・削除いたします〔下線部を追加・変更・削除〕

改定前	改訂後
第 1 条（カードの利用） 1.お客さまは、セブン銀行（以下「当社」といいます。）がセブン銀行口座（以下「口座」といいます。）をご利用になるすべてのお客さまに対して貸与したキャッシュカード（以下「カード」といいます。）のご利用によって、以下のお取引を行うことができます。詳細については、当社ホームページに掲示しますので、内容をご確認ください。 <u>(3)</u> （新設） <u>(3)</u> その他当社所定のお取引をすること	第 1 条（カードの利用） 1.お客さまは、セブン銀行（以下「当社」といいます。）がセブン銀行口座（以下「口座」といいます。）をご利用になるすべてのお客さまに対して貸与したキャッシュカード（以下「カード」といいます。）のご利用によって、以下のお取引を行うことができます。詳細については、当社ホームページに掲示しますので、内容をご確認ください。 <u>(3) 当社の ATM を利用して、お客さまの容貌の情報（以下「顔情報」といいます。）の登録を行うこと</u> <u>なお、ATM により顔情報の登録を実施する場合は、FACE CASH（顔認証取引サービス）利用規定に定める方法によります。</u> <u>(4)</u> その他当社所定のお取引をすること
第 7 条（カード・暗証番号の管理等） 1.カードの管理 カードはカード券面に記載された人以外には使用されないよう保管してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用された懸念がある場合には、すみやかにお客さまから当社に通知してください。この通知を受けたときは、ただちにカードによる預金の払戻停止等の措置を講じます。	第 7 条（カード・暗証番号の管理等） 1.カードの管理 カードはカード券面に記載された人以外には使用されないよう保管してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用された懸念がある場合 <u>(第三者により第 1 条第 1 項(3)の顔情報の登録が実施された懸念がある場合を含みます。)</u> には、すみやかにお客さまから当社に通知してください。この通知を受けたときは、ただちにカードによる預金の払戻停止等の措置を講じます。

スマホ ATM 規定（抜粋）

以下の条項を一部追加・変更・削除いたします〔下線部を追加・変更・削除〕

改定前	改訂後
第 3 条（本サービスによる現金のお預入れ） 2.ATM によるお預入れは、当社所定の種類の紙幣に限ります。また、1 回あたりのお預入れは、当社所定の枚数の範囲内とします。	第 3 条（本サービスによる現金のお預入れ） 2.ATM によるお預入れは、当社所定の種類の紙幣に限ります。また、1 回あたりのお預入れは、当社所定の枚数の範囲内とします。<u>なお、ATM の収容能力を超えるような大量のお預入れを繰り返すことにより、ATM の運用に支障をきたすおそれがある場合、当社は ATM によるお預入れを一時停止できるものとします。</u>
第 4 条（本サービスによる現金の払戻し） <u>3.</u> （新設） <u>3.</u>本サービスによる払戻しは、当社所定の金額単位で行うものとします。また、1 回あたりの払戻しは、当社所定の金額の範囲内とします。 <u>4.</u>本サービスによる払戻しの際は、払戻時に当社所定の ATM のご利用に関する手数料（以下「ATM 利用手数料」といいます。）をお支払いいただきます。 <u>5.</u>本サービスによる払戻しにおいて、払戻金額と ATM 利用手数料の金額との合計額が預金残高を超えるときは、当該払戻しは取扱いできません。	第 4 条（本サービスによる現金の払戻し） <u>3.本サービスによる払戻しの 1 日あたりの引出限度額は、当社所定の金額の範囲内とします。ただし、お客さまが当社所定の金額の範囲内でお客さま独自の引出限度額を届出た場合は、その金額の範囲内とします。また、当社は 1 日あたりの引出限度額をお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。</u> <u>4.</u>本サービスによる払戻しは、当社所定の金額単位で行うものとします。また、1 回あたりの払戻しは、当社所定の金額の範囲内とします。 <u>5.</u>本サービスによる払戻しの際は、払戻時に当社所定の ATM のご利用に関する手数料（以下「ATM 利用手数料」といいます。）をお支払いいただきます。 <u>6.</u>本サービスによる払戻しにおいて、払戻金額と ATM 利用手数料の金額との合計額が預金残高を超えるときは、当該払戻しは取扱いできません。